

○山梨県警察護送に関する訓令

昭和33年6月10日
本部訓令第28号

〔沿革〕 昭和55年4月本部訓令第7号 平成3年4月本部訓令第9号
平成6年12月本部訓令第20号 平成13年3月本部訓令第3号
平成18年5月本部訓令第18号 平成19年5月本部訓令第10号

(概要)

この訓令は、山梨県警察被留置者の留置に関する訓令（昭和52年山梨県警察本部訓令第1号）第2条第1号に規定する被留置者の護送を適正に行うため必要な事項を定めることを目的とする。